

近畿中学校総合体育大会出場選手激励金交付要綱

制定 平成30年6月25日

(趣旨)

第1条 この要綱は、近畿中学校総合体育大会に出場する選手に激励金を交付するにあたり必要な事項を定めるものとする。

(交付の目的)

第2条 運動部に在籍する生徒に対し活動助成を行うことにより、大阪市立の中学校の運動部活動をより一層発展させるとともに、運動部活動を通して生徒自身が自己実現を図り、心身ともに豊かな選手となるよう、本要綱で定める激励金を交付する。

(定義)

第3条 この要綱において「保護者」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第16条に定めるものをいう。

(資格)

第4条 本要綱に基づく激励金の交付申請が可能な者は本市の区域内に住所を有する近畿中学校総合体育大会出場選手の保護者とする。

(交付金額)

第5条 大阪市教育委員会事務局指導部（以下「指導部」という。）は、近畿中学校総合体育大会出場選手1人あたり1,000円を支払うものとする。

(交付申請手続)

第6条 近畿中学校総合体育大会出場選手激励金の交付申請を行う者は、在籍中学校長（以下「中学校長」という。）に対し、必要事項を記載した別紙2-1「口座振替申出書」、2-2「口座確認票」を提出しなければならない。

- 2 前項により別紙2-1、2-2を受理した中学校長は、別紙2-1、2-2とともに別紙1「近畿大会出場者名簿」を添えて、指導部へ提出しなければならない。
- 3 前項により別紙1及び別紙2-1、2-2を受理した指導部は、記載内容を照合の上、前条に定める金額を別紙2-1に記載された口座に振り込むものとする。